

高齢者肺炎球菌感染症の定期予防接種について

総合保健福祉センターすこやか保健係

今までワクチンを接種したことがない方を対象に、令和元年から令和5年までの5年間に1人1回、定期接種の機会を設けています。

【対象者】令和4年度に以下の年齢になる方。

対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日まで



65歳	昭和32年4月2日生～ 昭和33年4月1日生の方	85歳	昭和12年4月2日生～ 昭和13年4月1日生の方
70歳	昭和27年4月2日生～ 昭和28年4月1日生の方	90歳	昭和7年4月2日生～ 昭和8年4月1日生の方
75歳	昭和22年4月2日生～ 昭和23年4月1日生の方	95歳	昭和2年4月2日生～ 昭和3年4月1日生の方
80歳	昭和17年4月2日生～ 昭和18年4月1日生の方	100歳	大正11年4月2日生～ 大正12年4月1日生の方

【接種場所】 鴛泊診療所 ・ 道立鬼脇診療所

【定期接種料金】 2,000円

*上記の定期接種の対象者以外の方でも、接種を希望される65歳以上の方は任意接種（料金3,000円）として接種できます。

ただし、過去にこの予防接種を受けたことがある方は、全額自己負担となります。

【申込み・問い合わせ】

総合保健福祉センター（☎82-2320）

*接種希望日の 1週間前までにご予約下さい。

肺炎による死亡者の
約98%は65歳以上¹⁾



【その他・注意事項】

*肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し、また重症化を防ぎます。（すべての肺炎を予防できるわけではありません。）

*このワクチンの 再接種には5年以上の十分な間隔を空ける必要があります。前回の接種から5年経過後すぐに免疫機能が完全になくなるわけではありません。

再接種を希望する方は、主治医にご相談ください。

＜新型コロナワクチンと他の予防接種との接種間隔について＞

他の予防接種を受ける場合は接種間隔に注意が必要です。

新型コロナワクチン接種の前後2週間空けて、他の予防接種を受けて下さい。

利尻富士温泉保養施設の営業時間について

産業振興課商工観光係

利尻富士温泉保養施設の営業時間につきまして、下記のとおり変更いたします。

利尻富士温泉保養施設	変更前	変更後
6月～8月	11時～21時30分	12時～21時

今後とも、より多くのお客さまのご利用を心よりお待ちしております。

※休館日に変更はありません。(5月～10月 毎日営業、11月～4月 月曜休館)

※温泉プール「湯泳館」は、午後1時～午後8時までの毎週月曜日が休館日となっております。

アクアビクス教室の実施について

産業振興課商工観光係

温泉プール「湯泳館」にて、柴田瞳先生による【アクアビクス教室】を下記のとおり実施いたします。多くのお客さまのご参加をお待ちしております！

～5月の実施予定日～

日付	曜日	事業名	時間	水深
27日	金	アクアビクス教室	18:30～20:00	1.2m

【レッスン内容】

☆フットマッサージ

☆アクアウォーキング

☆アクアジョギング

☆アクアビクス

☆アクアボクササイズ

☆ストレッチ

【アクアビクスの効果】

- ・呼吸機能向上
- ・血行促進
- ・心肺機能向上
- ・体力、筋力アップ
- ・脂肪燃焼
- ・むくみ改善
- ・心臓機能向上
- ・肥満解消
- ・生活習慣病予防
- etc...

労働保険のお知らせ

令和4年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、

6月1日（水）～7月11日（月）です。

最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

《年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です》

年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法等の詳細につきましては、年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照。厚生労働省ホームページでもご覧いただけます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

令和4年度狂犬病予防注射を下記のとおり実施しますので、必ず受けるようお願いいたします。利尻富士町に犬の登録をされている方には詳しい日程表を後日個別に送付いたしますが、登録されていない方には日程表が送付されませんので、至急役場にて登録手続きをされますようお願いいたします。

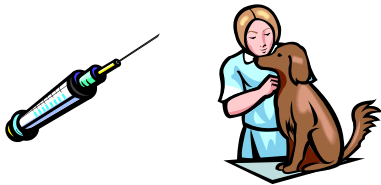
また、新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用や混雑時には車内での待機をお願いする場合がございますので、ご理解とご協力の程よろしくをお願いいたします。

狂犬病予防注射実施日 令和4年6月5日(日)

※すでに犬の登録をされている方には、会場及び時間帯の通知を後日郵送いたしますので、そちらをご確認ください。

※生後90日以下の犬は予防注射を受けられませんのでご了承下さい。

狂犬病予防注射・畜犬登録料金



区分	登録料金(1頭)	注射料金(1頭)	計
新規登録飼育者	3,000円	3,240円	6,240円
登録済飼育者	—	3,240円	3,240円

各届出事項

※ つり銭のないよう料金をご持参下さい。

○犬を新たに飼ったとき【新規登録】

飼った日から30日以内に役場にて登録願います。(登録料 3,000円)

なお、「血統書」がある場合は持参願います。

○飼い犬が死亡したとき【死亡届】

死亡した日から30日以内に役場に届出願います。

○飼い主が変わった時【変更届】

町内の場合～変わった日から30日以内に役場に届出願います。

町外の場合～変わった日から30日以内に新しい飼い主の住所地役場に届出願います。

○飼い主の住所・飼い犬の所在地が変わったとき【変更届】

変わった日から30日以内に新住所地の役場に届出願います。

犬猫混合ワクチン実施日 令和4年6月18日(土)

りぷら前 9:30~11:10

※狂犬病予防注射当日に何種を受診するか伺います。

※猫の3種ワクチンを受診される方は6月10日(金)までに福祉課に電話下さい。

Tel: 82-1113(直通)

犬猫混合ワクチン料金

—	猫3種	犬5種	犬6種	犬8種
注射料金	5,000円	6,000円	実施なし	実施なし

